平成２５年（フ）第３１３号
香川県高松市屋島西町2316番地１　県住20―301、申立時の住所香川県高松市木太町2911番地２　メゾン鏡原201号室
債務者　矢野　和子（旧姓岩﨑・宍戸・島崎・津島）
１　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３１６号
香川県高松市国分寺町新名306番地７
債務者　吉原恵利子
１　決定年月日時　平成26年２月18日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第７９号
福岡県行橋市南泉５丁目５番25号
債務者　古澤　　猛
１　決定年月日時　平成26年２月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第５号
福岡県築上郡築上町大字上別府141番地３南別府団地32―308号
債務者　山田　豊仁
１　決定年月日時　平成26年２月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２５年（フ）第４０９号
沖縄県島尻郡与那原町字板良敷1383番地コーポ青山202
債務者　上地　　敦
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第２１号
沖縄県那覇市字安謝253番地２　２階
債務者　濱崎みどり（旧姓泉水）
１　決定年月日時　平成26年２月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第６号
熊本県菊池市隈府734番地１エヴァーグリーン・サウス101
債務者　渕上千佳子
１　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月15日午前11時45分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２６年（フ）第２号
熊本県八代市鼠蔵町1992番地２
債務者　山口　恵美
１　決定年月日時　平成26年２月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
５　免責審尋期日　平成26年４月14日午後２時
熊本地方裁判所八代支部

破産手続終結

平成２２年（フ）第７１号
愛媛県今治市北高下町４丁目１番31号
破産者　森鉄工所株式会社
１　決定年月日　平成26年２月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
松山地方裁判所今治支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２５年（フ）第４３３号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番７―420号
破産者　小池　章宏
１　破産債権の届出期間　平成26年３月６日まで
２　一般調査期日　平成26年４月25日午前10時30分
平成26年２月17日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第４３４号
兵庫県西宮市高須町１丁目１番７―420号
破産者　小池　好子
１　破産債権の届出期間　平成26年３月６日まで
２　一般調査期日　平成26年４月25日午前10時30分
平成26年２月17日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第７９号
福島県郡山市大槻町字中ノ平364―１ハイツ中ノ平201号室、住民票上の住所福島県双葉郡大熊町大字小入野字東大和久360番地の10
破産者　徳永　賀子
１　破産債権の届出期間　平成26年３月10日まで
２　一般調査期日　平成26年４月17日午後１時30分
平成26年２月17日
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２５年（フ）第７５号
熊本県玉名郡玉東町大字西安寺1282番地
破産者　清田　啓之
１　破産債権の届出期間　平成26年３月10日まで
２　一般調査期日　平成26年４月21日午後１時30分
平成26年２月17日　熊本地方裁判所玉名支部

平成２５年（フ）第２３号
三重県四日市市大井手２丁目２番11号　サンヒルズＢ―202、旧住所三重県桑名市大字西別所744―26
破産者　中島　達也
１　破産債権の届出期間　平成26年３月14日まで
２　一般調査期日　平成26年５月29日午後１時30分
平成26年２月18日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第８１号
三重県四日市市富田浜町９番13号
破産者　田中　克政
１　破産債権の届出期間　平成26年３月14日まで
２　一般調査期日　平成26年４月24日午後１時30分
平成26年２月18日
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第５３０７号
大阪市西成区南津守７丁目18番22号　朋栄マンション603号室、開始決定時の住所大阪市平野区流町３丁目19番19号
破産者　三好　鉄兵
１　破産債権の届出期間　平成26年３月14日まで
２　一般調査期日　平成26年４月14日午後３時30分
平成26年２月17日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１２５５号
埼玉県新座市畑中１丁目11番24号
破産者　二反田　亮
１　破産債権の届出期間　平成26年３月17日まで
２　一般調査期日　平成26年４月14日午後２時15分
平成26年２月17日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１３３８号
埼玉県川口市北原台２丁目19番５号
破産者　世忠ジャパン松月株式会社
１　破産債権の届出期間　平成26年３月17日まで
２　一般調査期日　平成26年４月14日午後３時45分
平成26年２月17日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第３３５号
長野県大町市大町5159番地
破産者　有限会社平林組
１　破産債権の届出期間　平成26年３月17日まで
２　一般調査期日　平成26年５月19日午前11時
平成26年２月17日　長野地方裁判所松本支部